

### 第3回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和4年8月12日(金) 13時31分～19時36分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名

#### 4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

#### 5 議事概要

##### (1) 労働者側から

- ・ 中賃の公益委員見解においても、物価高を含めて見解が出されている。  
今年に関しては、その物価高も時々の事情として捉えている。
- ・ 中賃のCランクの目安額の30円にプラス1円の31円が、最終的な主張である。  
プラス1円は地域間格差是正分として、こだわる部分である。
- ・ 使用者側の歩み寄りもいただいているが、労働者側としても、引上げ額31円は主張としては変えられない。

との主張がされた。

##### (2) 使用者側から

- ・ 再検討した結果、春闘妥結時期後の物価の上昇要素を数値化し、消費者物価上昇の影響分として、企業側においても企業物価指数の上昇や価格転嫁が容易でない中小企業も多くあることを考慮し、その1/2である0.45%を反映させる。春闘の賃金引上げ率1.96%にこれを加算して導いた21円を再提示する。
- ・ 前回、前々回も主張したが、経営上、大幅引上げは、企業の倒産、雇用調整にも影響する問題であることも考えるべきである。
- ・ 公益委員からの再度の要請を受け、4月以降物価が大幅に上昇していることを考慮し、6月の物価指数と3月の物価指数の差を勘案して、消費者物価上昇の影響分を上記1と同様の考え方により0.95%と算出。春闘の賃金引上げ率1.96%にこれを加算して導いた25円を再提示する。

- ・ 公益委員からの更なる要請を受け、労働者側との合意を図るため、昨年度の最低賃金の額857円に6月の消費者物価指数の対前年同月比3.2%を乗じた28円を最終的な引上げ額として提示する。

なお、消費者物価指数を用いるのは、合意に向けて歩み寄るための今年限りの特殊要素である。

との主張がされた。

- (3) 労働者側・使用者側の主張を踏まえ、公益委員として意見を取りまとめるべく努めたところであるが、意見が一致せず、公益委員見解（山口県最低賃金について時間額888円、引上げ額31円、引上げ率3.6%、発効日について令和4年10月13日）を示し、採決を行ったところ、賛成多数で決議された。
- (4) 専門部会報告書については、記載内容の確認のため、8月17日の審議会前に専門部会を追加開催し、確認することとなった。